

犬の登録と狂犬病予防は「飼い主の義務」です！

問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 FAX 58-1630

生後3カ月以上の犬には、登録(初回のみ)と年に1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。集合注射を次の日程で行います。また、各動物病院でも注射を受けることができますので、必ず受けてください。

- ①登録済の犬は、登録カード(愛犬カード)を必ず持参してください。
- ②集合注射の案内用紙の問診欄に必要な事項を記入し、必ず持参してください。
- ③犬の体は清潔にし、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ④咬傷犬、妊娠、病気、その他異常のある犬は、事前に申し出てください。
- ⑤手数料は、お釣りのないようお願いします。

予防注射および登録手数料



●既に登録している場合

予防注射手数料	1匹 2,850円
予防注射済票交付手数料	1件 550円
合計	3,400円

●新たに登録する場合

犬の登録手数料	1匹 3,000円
予防注射手数料	1匹 2,850円
予防注射済票交付手数料	1件 550円
合計	6,400円

予防注射の日時と会場

実施日と担当	時間	会場
4月12日(金) 笠原動物病院	9:40～ 9:55	旧山東生涯学習センター
	10:05～10:20	旧ボランティアセンター三島荘
	10:30～10:45	おおはらクリニック駐車場
	10:55～11:10	野一色会館
	11:20～11:35	龍が鼻会館
	13:30～13:45	河内会館
	13:55～14:10	長久寺集会所
	14:20～14:50	山東B&G海洋センター
	15:00～15:15	大野木会館
4月15日(月) 吉永動物病院	15:25～15:45	山東庁舎駐車場
	13:30～13:50	上野会館
	14:00～14:10	伊吹生活改善センター
	14:20～14:30	大久保公民館
	14:50～15:00	曲谷ライスセンター前
4月16日(火) なごみ動物病院	15:15～15:20	甲津原交流センター
	9:30～ 9:40	世継会館
	9:50～10:05	旧坂田診療所
	10:15～10:40	近江庁舎駐車場
	13:20～13:40	多和田林業会館
	13:55～14:10	岩脇会館
4月22日(月) 吉永動物病院	14:25～14:30	さくらが丘公民館
	13:30～13:40	藤川集会所
	13:50～14:00	寺林集会所
	14:10～14:20	大清水会館
	14:30～14:40	杉澤集会所
	14:50～15:00	高番集会所
	15:10～15:20	伊吹庁舎駐車場

実施日と担当	時間	会場
4月24日(水) みなみ動物病院	9:50～10:00	上丹生公会堂
	10:10～10:25	河南小学校駐車場
	10:35～10:50	三吉会館
	11:00～11:10	西番場公民館
	13:10～13:25	磯公民館
	13:35～13:45	筑摩蓮沼会館
	13:55～14:10	米原庁舎駐車場
	14:20～14:30	ゆたに公民館(旧米原区公民館)
5月8日(水) みなみ動物病院	13:30～13:40	河南小学校駐車場
	13:50～14:00	三吉会館
	14:15～14:25	磯公民館
	14:35～14:45	筑摩蓮沼会館
5月13日(月) 吉永動物病院	14:55～15:05	米原庁舎駐車場
	13:30～13:50	伊吹庁舎駐車場
5月14日(火) 笠原動物病院	13:30～13:50	山東B&G 海洋センター
	14:05～14:25	山東庁舎駐車場
	14:40～14:50	旧山東生涯学習センター
	15:05～15:20	おおはらクリニック駐車場
5月16日(木) 笠原動物病院	14:00～14:10	旧坂田診療所
	14:20～14:30	近江庁舎駐車場

※※※ 狂犬病は過去の病気ではありません ※※※

海外で犬にかまれ、帰国してから狂犬病を発症して死亡する事例も出ています。アジアやアフリカの国々を中心に、世界で毎年約5万人が狂犬病で死亡しています。

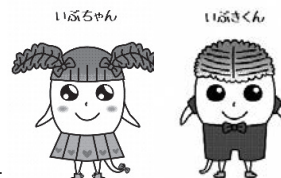
海外から狂犬病ウイルスを持った動物が侵入することもあります。必ず愛犬に毎年1回狂犬病予防注射を接種しましょう。

室内犬でも登録と狂犬病予防注射は必要です！

農業者支援事業の申請を受け付けます

申・問 市 農政課(伊吹庁舎) ☎58-2228 FAX 58-1719

市では、農業の担い手確保・育成のため、下記の支援事業を行っています。補助金交付を希望する人は、補助金交付申請書を農政課へ提出してください。申請書は市公式ウェブサイトに掲載します。



定年帰農者等育成支援事業費補助金

対象者 ・市内在住の満55歳以上65歳未満(申請する年度の前年度の3月31日現在)の人
・新規就農に関する市の他の補助金等の交付を受けていない人

❗ 補助金の交付を受けた人は、市内で農地を取得・賃借し、2年以内に認定農業者(農業経営改善計画を作成し、市の認定を受けた農業者)となる必要があります。

補助率等 上限15万円(補助を受けられるのは①、②どちらかのみ)
①滋賀県立農業大学校での授業料や修学に直接必要な経費
②先進農家等での研修に係る経費

申し込みは随時受け付けます！

その他 平成31年度(2019年度)新たに①、②の営農実習を受ける研修等から適用します。

農業用機械等導入支援事業補助金

農業用機械の購入や、施設の導入に係る経費を支援します。

募集期間
4/8(月)~5/10(金)

対象者 次のいずれかに該当する個人農業者
(1)事業実施前5年度内に農業経営を開始した人で、適切な人・農地プランの中心経営体に位置付けられた人、または、農地中間管理機構等から賃借権等の設定等を受けた人
(2)認定新規就農者(青年等就農計画を作成し、市の認定を受けた人)
(3)事業実施前2年度内に過去3年以上不作付けの農地(おおむね30アール以上)を再生し、所有権移転等を行って、農地を活用している人

補助率等 機械等の購入価格の10分の3以内(上限100万円)

有害鳥獣駆除のお知らせ

問 市 林務課(伊吹庁舎) ☎58-2229 FAX 58-1630

市では、農作物および生活環境被害防止のため、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等の駆除を行っています。特に、4月~10月の日曜日は、市内山間部を中心に猟銃を使用した駆除を実施する予定です。

有害鳥獣の駆除は、狩猟免許を所持し、許可を受けた人が安全を確保し実施しますが、駆除作業は危険を伴うため、右の内容にご注意ください。

- ・山や川へ行く場合は、目立つ服装をし、茂みなど相手から見えない場所へはできるだけ立ち入らないようにしてください。
- ・猟友会のみなさんはオレンジ色のベストや腕章を着用しています。駆除等が近くで実施されているのを見かけたら、速やかに立ち去ってください。
- ・鳥獣の捕獲のために檻が設置されている場所や、立木などにワイヤーがくくりつけてある場所または、標識等があるところは、危険を伴う場合があるため、むやみに近づかないでください。

三吉会館・息郷老人憩の家・和ふれあいセンターを閉館します

問 市 人権政策課(米原庁舎) ☎52-6629 FAX 52-4539

息郷地域総合センター三吉会館と息郷老人憩の家、和ふれあいセンターの3館は、人権政策機能の集約により、3月31日(日)で閉館します。長い間ご利用いただきありがとうございました。

なお、4月からは自治会の活動拠点とするため、三吉会館は三吉自治会に、和ふれあいセンターは多良自治会に、それぞれ普通財産として貸し付けを行います。

軽自動車税の減免申請の締め切りは5月31日(金)です

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX52-8730

心身に障がいのある人が所有または使用する軽自動車について、申請により軽自動車税を減免する制度があります。減免を受ける人は、税務課または各庁舎窓口へ申請してください。

対 象 者

平成31年4月1日時点で身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、**一定の要件**※に該当する人

※障がいの程度や運転者により異なります。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

対象となる車両

※減免を受けられるのは1人1台です。
普通自動車で減免を受けている場合は対象となりません。

- ・障がい者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
- ・18歳未満の障がい者の通学、通勤または生業のために利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ②印鑑 ③運転者の運転免許証 ④車検証
- ⑤軽自動車税減免申請書 ⑥個人番号(通知)カードの写し

※運転者が障がい者と生計を一にする者の場合は、①～⑥に加え
生計同一証明願、軽自動車税の減免申請についての確認書が必要です。

障がいの区分		障がいの程度	
		運転者が身体障がい者本人	運転者が生計同一者または常時介護者
身体障害者手帳	視覚障害	1～4級	
	聴覚障害	2級、3級	
	平衡機能障害	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ)	
	上肢不自由	1級、2級	
	下肢不自由	1～6級	1～3級
	体幹不自由	1～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
		移動機能	1～6級
	心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障害	1級、3級	
療育手帳	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～3級	
	肝臓機能障害		
精神障害者保健福祉手帳		1級	

戦傷病者手帳の対象者は、税務課へお問い合わせください

運転者が生計同一者の場合の、通院、通学、通勤等のための使用頻度の要件が緩和されました！

変更前 継続して週1回以上または月4回以上使用していること

変更後 継続して月1回以上使用していること



自動車燃料費・福祉タクシー運賃を助成します

問 市 社会福祉課(山東庁舎) ☎55-8102 FAX55-8130

身体・知的・精神障がい者(児)の社会参加を支援するため、以下の助成を行っています。

対 象 者

①自動車燃料費助成

自動車税または軽自動車税の減免を受け、身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級を持つ人

②福祉タクシー運賃助成

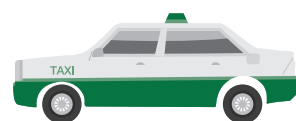
身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1級・2級を持つ人

③リフト付きタクシー運賃助成

全身性障がいがあり、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な人

助 成 内 容

該当の区分に応じ、1カ月当たり2～8枚の助成券(①・②は500円券、③は2,000円券)を交付します。
※助成券の交付はいずれか1種類。
※再発行はしません。



手続き方法

左記いずれかの手帳を社会福祉課または各庁舎窓口へお持ちください。①自動車燃料費助成を申請する場合、運転免許証と平成30年度の自動車税または軽自動車税の減免を受けていることが分かる書類が必要です。

平成31年度の国民年金保険料は月額16,410円です

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

毎月の保険料を口座振替の当月末引き落とし(早割制度)で納付したり、4月分から半年分、1年分、2年分の保険料を納付書でまとめて納付(前納)したりすると、保険料が割引されお得です。納付書で前納する場合の納期限は平成31年(2019年)5月7日(火)です。

※早割適用後の最初の引き落としは前月分(割引なし)と当月分(割引あり)の2カ月分です。その後は当月分(割引あり)の1カ月分が引き落とされます。

※現金(納付書)での2年前納や口座振替を希望する場合は申出書が必要です。



産前産後期間の国民年金保険料免除制度の申請受付は4月1日(月)からです

免除期間 出産(予定)月の前月から4カ月間。
多胎は、出産(予定)月の3カ月前から6カ月間
※平成31年4月分以降の国民年金保険料が対象

対象者 出産(妊娠85日以上)の死産、流産、早産を含む)をした人で、上記免除期間に国民年金(第1号被保険者)の加入月がある人

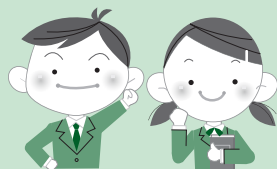
申請方法 母子健康手帳※と印鑑を持ち、保険課、各庁舎窓口または各行政サービスセンターへ
※出産前に届け出する場合、医療機関等で出産予定日を記入してもらってください

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730

学生のみなさんへ

国民年金保険料の学生納付特例が利用できます

問 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114



学生納付特例制度とは

学生期間中の保険料の納付が猶予される制度です。
将来の年金受給権を確保するだけでなく、万が一の事故などで障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

対象者 大学(大学院)、短大、高等学校等に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業等の人 ※所得の目安・・・118万円+{(扶養親族の数)×38万円}以下

申請できる期間 **過去期間** 申請書が受理された日から2年1カ月前まで(保険料を納付済みの月を除く)
将来期間 年度末まで

必要書類 申請書、年金手帳(氏名記載ページ)の写し、学生証の写しまたは在学証明書(原本)
※失業の場合は離職票等の添付が必要な場合があります。

申請窓口 保険課(近江庁舎 ☎52-6922)、各庁舎窓口、各行政サービスセンター、年金事務所(郵送申請可)

詳しくは日本年金機構ウェブサイト(<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>)をご覧ください。



受動喫煙を防止しましょう

問 市 健康づくり課(山東庁舎) ☎55-8105 FAX 55-2406

受動喫煙とは、たばこを吸わない人が、喫煙者の吐き出す煙を吸ってしまうことをいいます。たばこは吸っている本人だけでなく、吸っていない周りの人の健康にも悪影響を与えます。

多くの人が利用する施設は禁煙の範囲が広がります

受動喫煙の防止を進めるため、昨年7月に「健康増進法の一部を改正する法律」が公布され、平成31年(2019年)7月1日から行政機関、学校、病院などの施設では敷地内禁煙となります。

喫煙するときは、できる限り人がいない場所を選び、吸わない人への配慮を！

平成31年度 税・料金等の納期限

問 市 収納対策課(近江庁舎) ☎52-3189 FAX 52-6930

平成31年度(2019年度)の税や料金などの納期限は以下のとおりです。納付計画の参考にしてください。
給与天引きや、年金天引きの税・料金は含まれません。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2020年 2月	2020年 3月
納 期 限		5/7	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	3/2	3/31
税	市県民税(普通徴収)			第1期		第2期		第3期			第4期		
	固定資産税		第1期		第2期		第3期			第4期			
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
料	後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	介護保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
水道 下水	水道料金(上水・簡水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	下水道使用料(公共・農村)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	下水道事業受益者負担金				第1期		第2期		第3期				第4期

●納付は便利な口座振替で

指定金融機関や市の窓口で手続きができます。
口座番号が分かるものと口座の届出印を持参ください。

●コンビニ納付もご利用ください

コンビニエンスストアでは24時間、土日祝日も納付
できます。(下水道事業受益者負担金は除きます)

平成31年度 後期高齢者医療制度の保険料率

問 市 保険課(近江庁舎) ☎52-6922 FAX 52-8730
県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

平成31年度(2019年度)の保険料率(年額)

平成30年4月1日改定

区分	保険料率
被保険者均等割額	43,727円
所得割率※	8.26%
年間保険料上限額	62万円

※所得割額の計算方法
(総所得金額等－基礎控除33万円)×上記の割合

新しい保険料の額は
7月に郵便で
お知らせします



保険料の均等割額が変更されます

今年度、軽減特例(9割軽減と8.5割軽減)の見直しと、軽減範囲の拡大により保険料の均等割額が変更されます。
詳しくは広報まいばら5月1日号でお知らせします。

ルッチプラザからのお知らせ

問 ルッチプラザ ☎55-4550 FAX 55-4556 (チケット専用☎55-7150)

近江の春びわ湖クラシック音楽祭2019 「おうみ民話ものがたり&日本のうた」

昨年スタートした沼尻電典(びわ湖ホール芸術監督)がプロデュースする音楽祭。県内在住の若手音楽家たちとびわ湖ホール声楽アンサンブルによる夢のコラボレーションをお楽しみください。

日 時 4月20日(土)
14時開演

料 金 全席自由
一般1,000円
※18歳以下500円
※3歳未満は親子室での鑑賞

出 演 ソプラノ:脇阪 法子
メゾソプラノ:森 季子
テノール:二塚 直紀
バリトン:林 隆史
フルート:吉延 佑里子
ピアノ:榎山さやか



チケット
発売中!

販売場所 ルッチプラザ、県立文化産業交流会館ほか

醒ヶ井駅前駐車場が6月1日(土)から利用開始！ フリー駐車券の申し込みを受け付けます

昨年末から整備を行っている醒ヶ井駅前駐車場は、6月1日に時間貸し駐車場としてリニューアルオープンします。1カ月単位で自由に利用できる「フリー駐車券」を発行しますので、希望する人はお申し込みください。

- 対象者** 市内在住で、通勤、通学等に利用する人
- 発行枚数** 10台分(申込者多数の場合は抽選)
- 料金** 5,000円/月
- 利用期間** 6月1日～平成32年(2020年)3月31日のうち、希望する期間(月単位)
- 申込方法** 4月16日(火)までに、申請書を都市計画課へ持参(受付:平日8時30分～17時15分)または郵送してください。申請書は都市計画課および各庁舎窓口、各行政サービスセンターに設置するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

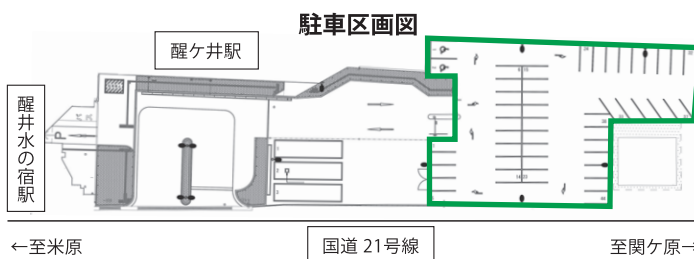
注意事項 駐車区画が特定されていないため、満車のときは利用できません。

問い合わせ・申込先

市 都市計画課(近江庁舎) 〒521-8601 顔戸488-3
☎52-6926 FAX 52-8790

醒ヶ井駅前駐車料金表

利用区分	料 金
入庫後30分まで	無料
入庫後30分を超え2時間まで	200円
入庫後2時間を超え3時間まで	400円
入庫後3時間を超え24時間まで	600円
入庫後24時間を超える場合は、24時間までごとに600円を加算	
フリー駐車券(1カ月)	5,000円



伊吹第1グラウンドがリニューアル！

問 市教委 生涯学習課(ルッチプラザ内)
☎55-8020 FAX 55-4556

伊吹第1グラウンドを人工芝グラウンドに整備しました。多様な種目で幅広く利用できます。

リニューアルに伴い、使用料金を下記のとおり変更しましたので、ご注意ください。

※この事業はスポーツ振興くじ助成金を受けて実施しました

- 供用開始** 4月1日(月)から
- 使用料金** 600円/時間
- 利用申込** 伊吹山麓青少年総合体育館
☎58-1155



山東生涯学習センターの生涯学習機能廃止および 山東地域福祉活動センターの事務所移転について

山東生涯学習センターは、3月31日(日)で生涯学習機能(貸館業務等)を廃止し、その機能は山東公民館とルッチプラザに集約します。

4月1日(月)からは、ルッチプラザにあった山東地域福祉活動センター(米原市社会福祉協議会)が事務所を移転して活用されます。

なお、山東診療所および放課後児童クラブ(2階)は引き続き利用できます。

生涯学習機能の廃止について

問 市教委 生涯学習課(ルッチプラザ内)
☎55-8106 FAX 55-4556

山東地域福祉活動センターの移転について

問 山東地域福祉活動センター
(米原市社会福祉協議会)
☎・FAX 55-3933

移転後はこちら

住 所: 志賀谷1907
開設日: 月～土曜日 8時30分～17時30分

「あおぞら」で自立の一步を踏み出しませんか？

問 市 子ども家庭相談室(山東庁舎 子育て支援課内)
☎55-8112 FAX 55-4040

- ・人間関係が苦手で何事も長続きしない
- ・働く自信が持てずこれからが不安
- ・仕事を見つけるためには
何から始めたらいいの？



若者



保護者

- ・子どもの就職のことを誰かに相談したい
- ・子どもが仕事に就かない
- ・子どもが何年も家に引きこもり、
外に出られない

このような不安・悩みがあるときは、
米原市若者自立ルーム「あおぞら」に相談ください。
本人や家族の話を聞き、一人一人に応じた方向性を見つ
け、就労につながるようお手伝いをします。

- 日 時** 毎週火～金曜日 10時～12時/13時～16時
※火曜日は臨床心理士相談日
- 場 所** 市 人権総合センターS・Cプラザ
- 対 象** 市内在住で15歳～39歳の人、保護者
- 相 談** 1人約50分(無料・予約制)
予約はあおぞら(☎54-5000)へ

「紙おむつ類専用ごみ指定袋」 無料交付申請を受け付けます

問 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎58-2230 FAX 58-1630

4月1日(月)から、常時紙おむつ類を使用する家庭を
対象に「紙おむつ類専用ごみ指定袋」を交付します。

- 対 象** 市内在住かつ、在宅で常時紙おむつ類を必
要とする①または②の人
※里帰り出産の人は対象外
①3歳以下(平成28年4月1日以降に誕生)の
乳幼児
②介護が必要な人

交付枚数 対象者1人当たり、1年度50枚まで

**指定袋で
排出でき
るもの** 紙おむつ、尿とりパッド、処理に使用した少
量のティッシュペーパー類

申 請 4月1日(月)以降に、申請書を環境保全課、
各庁舎窓口または各行政サービスセンター
へ提出してください。
本人、家族または交付対象者から委任を受
けた人が申請できます。

就学援助制度をご利用ください

問 市教委 教育総務課(山東庁舎) ☎55-8107 FAX 55-4040

市では、就学に必要な学用品費、通学用品費、給食
費等を援助する就学援助制度を実施しています。

- 対 象** 市内の小・中学校に通学する児童・生徒の
保護者で、次の①または②に該当する人
①児童扶養手当を受給している人
②平成30年分の世帯全員の総所得金額
が、文部科学省の示す生活保護基準額
の1.3倍以下の人

申 請 申請書を4月1日(月)～5月10日(金)に各学
校長へ提出してください。
申請書は、教育総務課、各庁舎窓口、市内
各小・中学校で配布するほか、市公式ウエ
ブサイトからもダウンロードできます。

みんなで取り組む「あいさつ運動」

問 市 子育て支援課(山東庁舎) ☎55-8104 FAX 55-4040

爽やかなあいさつが交わされるまちを目指し、平成
31年度(2019年度)も下記のとおりあいさつ運動を実
施します。

実施日

4月9日(火)	7月1日(月)	11月1日(金)
5月7日(火)	9月2日(月)	12月2日(月)
6月3日(月)	10月1日(火)	3月2日(月)

実施時間 7時～8時30分のうち、都合のつく時間
(30分程度)

場 所 市内JR 各駅前、学校・園前、主要交差点等

そ の 他 啓発用のたすきや旗が必要な場合は、子育
て支援課へご連絡ください。